

カウンセラーによる休日相談会 ～あなたのココロがグ～ンとラクになります～

日 時：平成24年11月23日（祝・金）
午前9時30分～午後3時
場 所：鳥取県立図書館 2階大研修室（鳥取市尚徳町101）
対象者：勤労者およびその家族や知人
内 容：仕事や生活、自分のこと・家族のことなど不安になっていること など
相 談：無 料（要予約）
予約先：ライフサポートセンターとっとり
☎0120-82-5858 FAX0857-32-5454
問い合わせ先・事務局
（財）鳥取県労働者福祉協議会
〒680-0847鳥取市天神町30-5 ☎0857-27-4188



リファレンスなば 11月リサイクルファクトリー・スケジュール

内 容	日 時	定員	費用
風呂敷の包み方	11/13（火） 10:00～12:00	20人	無料
健康布ぞうり	11/15（木） 10:00～15:00	10人	100円
裂き織り	11/17（土）・11/27（火） 10:00～15:00	4人	実費
木工・飾り棚	11/18（日） 10:00～12:00	10人	実費
余り布で マイバッグ作り	11/21（水） 10:00～15:00	10人	無料
PPバンドのかご作り 斜め編み	11/29（木） 10:00～15:00	10人	無料
壁かざり	11/30（金） 10:00～12:00	20人	実費

※くわしくは、電話で問い合わせください。
※上記以外の体験講座や、外部出張も行います。
お気軽にご相談ください。

リファレンスなば エコフェスタin2012

ー第30回全国都市緑化とっとりフェアプレイベントー

と き 11月4日（日）午前10時～午後3時（雨天決行）
ところ リファレンスなば（伏野）

実施内容

- ・環境講演会 講師 外池 美代子 さん
 - ・ハンドベル演奏（白兔養護学校）
 - ・エコビンゴ
 - ・ごみごみ博士の分別クイズ
 - ・再生品展示販売（抽選によるプレゼントあり）
 - ・紙バック・アルミ缶の交換プレゼント
 - ・リサイクルマーケット 30店舗
 - ・スタンプラリー
 - ・傘直し
 - ・リサイクル工作体験
 - ・小学校夏休み研究作品展示
- このほか、食べ物バザー・地産地消市など催し物がもりだくさん、ご家族そろってご参加ください。

みんなで
エコライフを
楽しもう

教室参加申込・問い合わせ先

リファレンスなば（鳥取市伏野2220）
☎（0857）59-6026
休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

平成24年11月12日（月）～11月25日（日） は女性に対する暴力をなくす運動期間です。 女性に対する暴力をなくしましょう！

平成13年6月5日、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定がなされました。

岩美町でも『ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を受けたことがありますか』との問いに11人に1人の女性が「経験がある」と答えています。【岩美町男女共同参画意識調査（平成22年10月実施）】

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

お互いを尊重しあうことで、女性に対する暴力をなくしましょう。

【公開講座】あいサポーター研修

鳥取県では、様々な障がいの特性、障がいのあるかたが困っていること、障がいのあるかたへの必要な配慮などを理解し、日常生活において、特別な技術や資格などを必要としない「ちょっとした手助け」を実践する『あいサポーター（障がい者サポーター）』を通して、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す「あいサポート運動」を推進しています。

このたび、次のとおり【あいサポーター研修】を開催しますので、積極的なご参加をお願いします。

【内容】あいサポート運動の説明、障がいについての理解、手話講座 等

【日時】平成24年11月7日（水）10時00分～11時15分
平成24年12月1日（土）14時00分～15時15分

【会場】とりぎん文化会館 第2会議室（鳥取市尚徳町101-5）
詳細については、鳥取県福祉保健部 障がい福祉課 自立支援室までご連絡ください。

☎0857-26-7157、ファクシミリ 0857-26-8136
電子メール shougaifukushi@pref.tottori.jp

鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金	発効年月日
1時間 646円	平成23年10月29日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト・パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金には、次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎29-1705
鳥取労働基準監督署 ☎24-3211